

東久留米市再生可能エネルギー等を活用した非常用電源確保事業

―災害時の電源確保及び平常時のエネルギー使用量の削減のために―

《公募型プロポーザル実施要領》

東京都東久留米市

令和2年10月

第1 趣旨

この要領は、東久留米市が、再生可能エネルギー等を活用した非常用電源確保事業として東久留米市役所本庁舎に再生可能エネルギー発電設備等を設置し、平常時の運用及び災害による停電時の電源確保を実施するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを最大限に活用するために必要となる事業者の選定について必要な事項を定めるものである。

第2 対象事業

東久留米市再生可能エネルギー等を活用した非常用電源確保事業（以下「本事業」という。）とする。

第3 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備等 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの温室効果ガスを排出しない、自然界に常に存在するエネルギーを活用し、発電を行うもので、発電機器、二次電池、モニター、架台など、発電設備を稼働させ、蓄電するために必要となるすべての設備をいう。
- (2) 事業者 再生可能エネルギー発電設備等の設置に関連する調査、実施設計、附帯する設備工事を含めた再生可能エネルギー発電設備等の施工、保守運用、電力供給を行う事業者（個人、法人、団体及びこれらの企業体）をいう。
- (3) 公募要領 再生可能エネルギー発電設備等の調査、実施設計、施工、保守運用及び電力供給を行う事業者を選定するため、事業内容、選定に係る日程、公募方法、費用負担、応募者の資格、手続き、提案書等に関する事項を定めたもので本「実施要領」、「公募要領」、「要求水準書」、「様式集」を総称して「公募要領」という。
- (4) 提案書 本市の募集に応じて、事業者が提出する太陽光発電設備等に関する提案等を記載した書類及びその他関連書類をいう。
- (5) 選定基準 事業者を適切に選定するための基準を定めたものをいう。
- (6) 優先交渉権者 提案書を提出した事業者のうち、最も優れた提案を行った事業者であり、本事業の契約候補者として選定した事業者をいう。
- (7) 要求水準 再生可能エネルギー発電設備等の各業務に求める最低限満たすべき水準をいう。

第4 事業の概要

本事業は、再生可能エネルギーを活用して発電を行う設備を設置し、電力供給量のコントロールを行うことで、平常時の電力調達を抑制するとともに、災害時に外部供給なしに72時間の電力供給体制を確保する。なお、本事業は、東京都の「区市町村庁舎の非常用電源設置等補助金」（以下「都補助金」という。）を活用して実施するものである。

第5 事業者の資格要件

事業者は、本市が定めた期間内に本庁舎へ設備等を設置、保守運用、電力供給することができる能力を有する者とし、募集時における事業者の構成、資格要件は公募要領で定める。

第6 設置する設備・システム等の条件

本事業において整備する再生可能エネルギー発電設備等は、公募要領に定める各種条件を満たすものとする。

第7 事業者の公募

- 1 本市は、公募要領を定め、事業者を公募する。
- 2 本市は、事業の実施に際し、要求水準を定める。

第8 応募の手続き

- 1 応募者は、期限内に参加表明書を本市に提出しなければならない。
- 2 応募者は、公募要領を確認したうえで提案書を作成し、期限内に本市に提出しなければならない。
- 3 募集期間及び選定スケジュール等は、公募要領に記載する。
- 4 提案書の作成に関する費用については、すべて応募者の負担とする。

第9 提案書の取扱い

- 1 提出された提案書は、応募者に返却しないものとする。
- 2 提出された提案書は、応募者に無断で使用しないものとする。
- 3 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。
- 4 提案書や選考結果は、東久留米市情報公開条例に基づき、公開することがある。

第10 優先交渉権者の選定

- 1 本市は、中立かつ公正に優先交渉権者を選定することを目的として、選定委員会を設置する。
- 2 選定委員会は、提案書の内容について、選定基準に定める事項に基づき評価し、優先交渉権者を選定する。
- 3 本市は、優先交渉権者を選定した後、その結果を公表するとともに応募者に通知する。
- 4 本市は、優先交渉権者の選定過程において、応募者がいない場合、又はいずれの応募者も要求水準及び選定基準に満たない場合等、優先交渉権者の選定が困難であると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないこととする。また、選定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

